

## 松本市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を議会及び市長に提出したので、次のとおり公表する。

令和8年2月16日

松本市監査委員 上 杉 陽 一  
同 竹 本 祐 子  
同 村 上 幸 雄

1 令和7年度財政援助団体等監査結果報告  
別添(写)のとおり

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

松本市監査委員



## 目 次

1	監査の趣旨	1
2	監査の期間	1
3	監査の範囲	1
4	監査の対象	1
5	監査の方法	3
6	監査の対象	4
7	関係法令等（抜粋）	5

## 1 監査の趣旨

本市が財政的援助を行っている団体に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、当該団体に対する指導監督は適切に行われているかを主眼に検証するものです。本監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、松本市監査基準（令和2年監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第6号に規定する財政援助団体等に対する監査を実施するもので、監査基準に準拠して実施しました。

## 2 監査の期間

令和7年10月1日から令和8年2月15日まで

## 3 監査の範囲

令和6年度の事業に係る出納その他の事務執行

## 4 監査の対象（財政支援団体）

### (1) 一般財団法人松本ヘルス・ラボ（所管課：商工課）

所在地	松本市中央1-8-1 Mウイング1階
設立年月日	平成28年12月26日
基本財産	30,000千円（松本市出捐金30,000千円：出捐率100%）
設立目的	市民の健康増進のための知識向上等生活習慣の改善を図り、市民とともに企業のヘルスケア産業の創出支援を行うことをもって、地域社会の振興及び発展に寄与すること
主な事業内容	1 健康増進支援事業 2 ヘルスケア産業創出支援事業 3 その他、目的を達成するために必要と認める事業
決算状況 (R6)	・収益 74,819千円 ・費用 66,508千円 ・当期正味財産増減額 8,311千円 ・当期末正味財産残高 113,637千円
監査対象 負担金	・松本ヘルス・ラボ推進事業費負担金 (令和6年度決算額：26,780千円)

### (2) 一般社団法人松本観光コンベンション協会（所管課：観光ブランド課）

所在地	松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所1階
設立年月日	平成21年6月1日
基本財産	0円
設立目的	松本市及びその周辺地域の観光及びコンベンション事業の振興に積極的に取り組み、もって地域経済の活性化、市民文化の向上と国際観光コンベンション都市・松本の構築に寄与すること

主な事業内容	1 データに基づくマーケティング・プロモーション 2 地域関係者との情報共有および連携 3 観光客の誘致、広報宣伝及び受入態勢の整備 4 MICE・コンベンションの誘致、広報宣伝および開催支援 5 映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致、支援 6 受託事業および指定管理事業の管理運営 7 旅行業法に基づく旅行業 8 古民家等歴史的建造物等の活用事業 9 地域特産品・物販事業 10 観光人材育成・地域づくり支援事業 11 その他、法人の目的達成のために必要な事業
決算状況 (R 6)	・収益 162,694 千円 ・費用 154,550 千円 ・当期正味財産増減額 8,145 千円 ・当期末正味財産残高 18,077 千円
監査対象 負担金	・観光団体育成事業費負担金（令和6年度決算額：71,050 千円）

(3) 一般財団法人松本市芸術文化振興財団（所管課：文化振興課）

所在地	松本市大手3-8-13
設立年月日	昭和58年9月14日
基本財産	30,000 千円（松本市出捐金 30,000 千円：出捐率 100%）
設立目的	文化施設等の管理運営及び施設を活用した事業の推進により、市民の自主的な芸術文化活動を促進するとともに、優れた芸術文化に触れる機会を提供し、地域文化の継承・発展・創造を図り、もって、心豊かな活力ある社会の形成に寄与すること
主な事業内容	1 松本市から管理を指定された文化施設及びその他の施設の管理運営 2 優れた芸術文化の鑑賞の機会の提供 3 その他上記目的を達成するために必要な事業
決算状況 (R 6)	・収益 1,208,608 千円 ・費用 1,189,547 千円 ・当期正味財産増減額 19,062 千円 ・当期末正味財産残高 394,045 千円
監査対象 補助金	・まつもと市民芸術館事業費補助金 （令和6年度決算額：106,815 千円） ・音楽文化ホール事業費補助金 （令和6年度決算額：30,000 千円） ・文化振興推進費補助金（令和6年度決算額：16,190 千円）

## 5 監査の方法

監査対象団体及び所管課から、必要な資料及び関係書類の提出を求め、その諸帳簿等について、調査・確認を行う書面監査の方法により実施しました。ただし、書面監査の結果、一部負担金については、監査委員による所管課監査の必要が認められたため、所管課職員から説明を聴取しました。

監査に当たっては、出納その他の事務の執行が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次のとおり着眼点を定めて監査を実施しました。

### (1) 監査の着眼点

所管課関係	団体関係
<p>(1) 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。</p> <p>(2) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。</p> <p>(3) 補助金等に関する条件の内容は明確か。</p> <p>(4) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。</p> <p>(5) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。</p> <p>(6) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</p> <p>(7) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</p>	<p>(1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。</p> <p>(2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。</p> <p>(3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>(4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>(5) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。</p> <p>(6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。</p> <p>(7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p> <p>(8) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。</p>

### (2) 所管課委員監査

#### ア 実施日

令和8年1月30日

#### イ 所管課

商工課

#### ウ 監査対象

松本ヘルス・ラボ推進事業費負担金（令和6年度決算額：26,780千円）

## 6 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第21条第2項第6号のとおりであり、同基準第20条第1項における勧告事項は、ありませんでした。

なお、改善事項及び意見・要望事項については、以下のとおりです。

### (1) 改善事項

法令等の規定又は制度の運用面等から適正に執行されていないと認め、改善を求める事項は次のとおりですので、しかるべき措置を講じてください。

ア 一般財団法人松本市芸術文化振興財団（所管課：文化振興課）

概算支出を行っている複数の補助金について、事業終了後に補助事業等実績報告書が提出されておらず、補助金の額の確定処理も行われていません。補助金交付規則に基づいた事務処理を行ってください。特に、本財団への補助金は高額であり、市民への説明責任が求められます。芸術監督団の就任や市民芸術館の大規模改修等に伴い、事業内容も大きく変化しているため、補助金の使途とその事業効果については、市民に明確に示せるようにしてください。

### (2) 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は、次のとおりです。

ア 一般財団法人松本ヘルス・ラボ（所管課：商工課）

(ア) 本団体は非営利団体ですが、事業収益による黒字で多額の税負担が発生する中、正味財産残高が年間費用を上回る水準に達しています。事業収益や内部留保の活用・還元のため、中期経営計画等を通じて、今後の事業の具体化と市からの負担金のあり方を検討してください。

(イ) 事業収益・内部留保の活用に当たっては、大学生等の若い世代を対象とした事業や、会員拡大に資する取組みも検討してください。また、フレイル予防に力を入れている市立病院との更なる連携・協力を検討してください。

## 7 関係法令等（抜粋）

### ◎地方自治法（昭和22年法律第67号）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

⑤ 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

### ◎松本市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

(6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

第20条 監査委員は、監査（第4条第1項第8号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等（第4条第1項第9号の監査においては市長又は企業管理者）へ提出するものとし、監査（第4条第1項第7号から第9号までの監査を除く。）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

第21条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点

- (4) 監査等の主な実施内容
  - (5) 監査等の結果
  - (6) その他必要と認める事項
- 2 前項第5号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (6) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第4号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

◎松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）

第12条 補助事業者等は補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

第13条 市長は前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれにつけた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第4号）をもって当該補助事業者等に通知しなければならない。